

第9回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月8日（水） 午後2時30分から3時05分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 17 人

4 出席委員数（16 人）

1 番	篠原	誠一郎	3 番	石黒	昇
4 番	杉山	逸郎	6 番	寺嶋	哲
7 番	石王	純子	8 番	山崎	明夫
9 番	山田	元徳	10 番	野原	弘美
11 番	向井	正弘	12 番	村上	伊千子
13 番	山田	正	14 番	川渕	順正
15 番	常木	準	16 番	矢後	暁二
17 番	浦野	智稔	19 番	北川	浩一

5 欠席委員 18 番 福田 達夫

6 議事日程

議案第1号 農業委員の欠員補充について

議案第2号 農地の権利移動について〔農地法第3条許可申請〕

議案第3号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第5条許可申請〕

議案第4号 農地の賃貸借の解約について〔農地法第18条許可申請〕

議案第5号 高岡市農用地利用集積計画（中間管理事業に係る市公告分）について

報告第1号 高岡市農業委員会農業委員（欠員補充）の選任について

報告第2号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第4条届出〕

報告第3号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について
〔農地法第5条届出〕

報告第4号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第18条通知〕

報告第5号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）
について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	須田	稔彦
事務局次長	石黒	伸英
主任	小林	唯

議 長

これより、第9回高岡市農業委員会総会を開会いたします。
総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は17名、現在の出席委員は16名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、3番 石黒委員、4番 杉山委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第1号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号「高岡市農業委員の欠員補充について」ご説明いたします。

今回の議案は、農業委員の逝去に伴い生じた欠員について、委員の補充及び募集を行うことについて審議するものです。

農業委員会でご承認いただいた結果は、市に報告し同意を得て募集することとしております。なお、欠員補充するとした場合のスケジュールについては、別紙案にて示しておりますのでご覧ください。

公募の形で市内全域に募集することになります。

任期は令和7年8月1日から令和9年4月30日までの間になります。

広くお知らせする必要がありますので、市民と市政への掲載スケジュールの関係上、募集日程は（3月3日～31日）、3月号にて公表と同時に募集。4月～5月には外部2名を含めた評価委員会を開催し候補者の選定。市長へ評価委員会での意見の提出により市長が人事案件として6月議会に諮ります。議会での同意を受けて、7月中に対象者に通知、任命式をもって任命という流れとなります。

以上、欠員補充について進めてよいか審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

（なし）

ないようですので、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第2号を議題とします。なお、この中には、私に関わる案件が含まれております。これにつきましては、後ほど退席し、職務代理者へ進行をお願いしますのでよろしくお願いします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で5件、面積にして12,087㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

受人の経営面積が1,000㎡未満の申請番号5について、営農計画書を提出してもらい、地区担当委員の方にご確認いただいております。

受人は現在すべての所有農地を貸し付けていますが、実家が農家で農作業歴が60年程ある方です。

以上5件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、私に関わらない案件について、お諮りします。

番号3から番号5までについて、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数と認めます。よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。次に、私に関わる案件についての審議となりますので、退席いたします。

〔 北川 会長 退席 〕

事務局

石王会長職務代理者、進行をお願いします。

石王会長職務代理者

それでは、引き続き進行いたします。

番号 1 及び番号 2 の案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。
北川会長の退席を解きます。

〔 北川 会長 着席 〕

議 長

次に、議案第 3 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 2 件、面積にして 575 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

以上 2 件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。
よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、議案第 4 号を議題とします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

議案第 4 号 農地の賃貸借の解約についてご説明いたします。

所有者と耕作者が合意しての解約の場合、委員会には報告案件としてあげておりますが、今回は必要書類が整わなかったため、一方からの解約の許可申請となったものです。

申請件数で1件、面積にして229㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

対象農地は、農地法以前から賃貸借契約を結んでいた農地です。

労力不足による合意解約をしようとしたところ、対象農地は6名の共有名義となっていたため、解約するためには所有者6名の同意が必要な状況でありました。（所有者側は相続で揉めており、）所有者6名中2名の同意が取れなかったため、耕作者側から解除の許可申請を行ったものです。

現在、共有名義人のうちの1名が対象農地を管理している状態で、今後も同様に管理していくとのことでした。

所有者4名が同意しているものの、残りの2名の同意が取れなかったために許可による解除申請に至ったものであること、解約後は共有名義人のうちの1名が管理する予定で荒廃する可能性が低いことから問題ないものと考えております。

以上1件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。
よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり許可してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり許可することに決しました。

なお、農地の賃貸借の解除申請については、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申が農業委員会の意見と相違ない場合に許可することとなります。

議 長

次に、議案第5号を議題とします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

議案第5号 高岡市農用地利用集積計画（中間管理事業に係る市公告

分)について説明いたします。

今回の申し出は、24 件です。
期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。
個別の申し出内容については、12 ページ以降に記載しております。

以上、今回の利用権設定 24 件について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。
よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、報告第 1 号から第 5 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第 1 号「高岡市農業委員の選任について」 ご説明いたします。

10 月に公募した農業委員会委員につきましては、応募があった 1 名を高岡市農業委員会選考委員会で検討し、12 月市議会定例会におきまして、下記の者を農業委員会委員として任命することに同意を得ましたので報告いたします。

なお、任命は 2 月 1 日付となり、担当区域は前任の区域を引き継ぎます。

報告第 2 号は、市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 56 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

この案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第 3 号市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 6 件、面積にして 3,512.34 m²となっております。申請

内容については、次ページをご覧ください。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第4号農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で18件、面積にして65,371㎡となっております。

内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして報告第5号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、109件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。

個別の申し出内容については、34ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の農用地利用集積等促進計画の答申結果に影響するものではありませんが、地区担当委員の方に概要を通知した際に中田地区の●●についてご意見がございました。

このことについて、地区担当の山崎委員よりお話をお願いいたします。

山崎委員

今回の中間管理による利用権の設定自体に異議があるわけではありませんが、担い手が少ない中、農地は誰かに受けてもらわないということは承知しています。ただ、担い手である●●の耕作の仕方については、近隣の耕作者だけでなく周辺集落からも●●のは場の管理の仕方について苦情が寄せられており、罰則はないのか、指導出来ないのかとの相談を受けていることから農業委員会として対策をお願いするものであります。

管理がずさん過ぎることから委員会として対策を講じてもらいたいというものです。

事務局

事務局からお答えさせていただきます。現在、中田地区の利用権設定において、●●の農地管理については、過去にも周辺の農家及び法人より適切な管理がなされていないことについて苦情が寄せられていたことから、そのたび農業委員・推進委員、事務局からの口頭注意、地域の諸団体からは注意文書も発行されています。しかし、ご指摘のあったとおり未だ改善される姿勢が見えておりません。

これまでは、地域の担い手がいない状況も踏まえ、農地所有者と耕作者の関係、●●が耕作・農地管理を放棄した場合の弊害も配慮して口頭注意にとどめておりましたが、地域計画を策定した現在、適正な農地管理をせず、周辺の営農計画に影響を生じる場合、農業委員会として厳しく対応していく必要が生じていると思われます。

そこで、まずは農業委員会としての注意文書を送付し、改善を促し今年の耕作においても改善されない場合には、農業委員会として呼び出し、話し合いへと移行することが必要になると思います。

文書案については、事務局側で作成したのでまずは、ご確認ください。

この内容で発送してよいか伺います。

補足しますが、今後は、●●が耕作を放棄した場合など最悪も想定しつつ、農業委員会は農業委員・推進委員で担い手のマッチング、地域との話し合いが必要になると考えます。

改善して頂くのが最善であります、話し合いの中で管理できないキャバを越えていた場合、周辺の営農法人や農家が請け負うなどの協力依頼が必要になると思います。その際は、農業委員会として動いた以上、委員さんのご協力が必要不可欠ですのでよろしくお願いします

山崎委員 文書内に集落からも苦情があることから、周辺集落も困っている旨を追加してもらいたい。私へは、自治会から相談があったのだが、近隣農業者、周辺集落として自治会へ要望あったものである。

事務局 文書に追加しておきます。

浦野委員 一つ質問があるのですが、土地所有者はそこに貸す前に周辺への依頼をするなどのことはしたのでしょうか。●●の管理がずさんであることは知っていたのでしょうか。

事務局 ●●が預かった経緯は全て把握しているわけではありませんが、基本、所有者は周辺の集落や農業者に相談しています。しかしながら事情により受けることが難しく断られた経緯から、やむ得ず●●に依頼する流れもあったと聞いています。

浦野委員 放置された農地や耕作出来ない農地の状態で依頼されても耕作できない。そんな状態の農地を依頼されているのではないのか。もしそうなら耕作できる農地にしてあげる整備とかして依頼するべきでないのか。●●の耕作規模はどれくらいなのか。

事務局 ●●の耕作規模については、農地台帳に登録された利用権など権利のついているものの経営面積は●●万㎡、●●Haですが、作業受託や個々の経営受託面積として集約管理しているものを含めると約●●ha 規模との届け出があります。

山崎委員 中田地区には、耕作出来なくなった農地があった場合、まずは、集落同士の集まりである地域計画検討委員会で耕作を担う者について話し合う体制

がある。その話し合いの中でどこが請け負うか決定している。

事務局

中田地区は、早くから農地の集約・集積に力をいれていただいております、耕作出来なくなった場合、すぐに対応して頂いております。また農地に関しても放棄された田や耕作出来なくなった状態まで放置しないよう対処して頂いているようです。

今回については、比較的集約・集積が進んでいる地区であっても担い手の農地管理の仕方がずさんであるために近隣の集落や営農計画に支障が生じる恐れが発生していることから、対応方法について皆様のご意見を聞いたものであります。今後、どの地域においても担い手が少なくなるなか、管理ギャップを越えて預かった場合には同様の問題が発生すると思われます。

中田地区だけの問題ではないことから、今後の対応として今回の手順を進めてよいかを確認しております。

今回の文書は、農業委員会で正式な行政文書として発番を取って送付します。口頭や事務局側のお願い文書とは違い、改善されない場合、文書発送を理由に委員会として呼び出しや話し合いの対応への流れになります。

ご意見いただいた文面を追加して文書を送付することでよいでしょうか。

(異議なし)

ないようですので修正し追加した文書で送付します。

議長

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第9回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 7 年 1 月 8 日

議事録署名

議事録署名